

一般質問通告書

No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により
通告します。

平成 27 年 2 月 19 日

議席番号 20 番

東村山市議会議長

質問者 駒崎 高行

番号	質問の項目と要旨
	<p>1. 防犯街路灯などのLED化について ～安心と将来負担軽減のため急げ</p> <p>先にも、防犯街路灯のLED化については、将来的な費用の軽減策として取り上げられてきた。電気料金の高騰が懸念される現在、その有効性を再確認した上で、LED化を急ぐべきであると考えている。また、特に樹木の多い野火止用水沿いなどでは、市民からは、夜道が怖いという声がある。防犯という見方で見ると、青い光の街灯の設置により犯罪抑止効果があったということが一時話題となった。同じく、約4年前に設置された空堀川の天王橋付近など、私が一利用者として夜に通ると、その明るさが安心感を与えてくれると感じている。心理的な影響が防犯に寄与するとすれば、犯罪抑止の面からも積極的に進めるべきと考えて以下伺う。</p> <p>(1) 現今、またこの先の電気料金の値上げが懸念される。製品としてのLED蛍光灯も、全体としては値下がりしている。LED化するための初期費用と、電気料金、球切れの取り替えの費用について、現状の電気料金での蛍光灯・水銀灯との比較を願いたい。また、取り換え後、概ね何年で得となるのかも伺う。</p> <p>(2) この間、防犯街路灯の故障などで、LEDに替えてきたことは承知している。その本数はいくつか。また、テスト的に連続して替えてきた箇所もあると思うが、何処で、何メートル、何本か。また、自治会等による防犯街路灯の新設などでは、LEDの割合は100%か。</p> <p>(3) 将来的な費用の軽減策として、所謂、投資的経費としての代表的なものと思えるが、積極的に取り組んではいないように見える。その理由は何か。</p> <p>(4) 現在、市が採用しているLED照明の採用基準は、どのような考えによるのか。蛍光灯など替える前と、同じ明るさと考えてよいか。</p> <p>(5) 先にも述べたが、LED化することでの、心理的な犯罪抑止効果について見解を伺いたい。同じ程度の照度であっても、その沿道に明るいLED照明があることに大きな効果があると考えて伺うものです。</p> <p>(6) 特に自転車などの交通安全のためには、道の照度を上げるよりも、まず車止めや柵などにきちんとした反射鏡を設置することを提案するが、これに対する考えを伺う。</p> <p>(7) 先に、自治会等による防犯街路灯の新設について伺ったが、昨年までの一般論として、市の電気料金補助の考え方、仕組みを伺いたい。これは、電気料金が高騰した場合の自治会の負担をどう考えるかという問題も含むが、自治会等に早期にLED化するよう勧奨、そしてLED化への補助の制度が必要ではないかという考えから伺うものです。</p>

番号	質問の項目と要旨
	<p>(8) 庁舎、学校の照明について、LED照明に対しての見解をそれぞれ伺いたい。</p> <p>(9) 市長に伺う。防犯街路灯のLED化に対して、市道および私道、そして#(8)で伺っているが庁舎・学校などで、より早期におこなうべきではないかと考えるが、お考えを伺いたい。</p>
	<p>2. 落ち葉の清掃についての考えを質す</p> <p>樹木の管理や落ち葉についても先に取り上げてきた。その中には、落ち葉により雨樋の清掃が必要となる事例や、越境枝などを問題としたが、今回はより基本的な、落ち葉の清掃について、誰がどう処理するのかという基本的な問いかけと、その中で市民協働をどう考えていくべきかという点で質問させていただく。</p> <p>(1) 落ち葉の清掃については、市の責任範囲は、敢えて区分するとして、①樹木の生えている場所 ②落ち葉が吹きだまる場所によりどのような差異があるか伺いたい。①、②とも、沿道(市道)・河川敷・公園など市の管理すべき土地/国有地・都有地(都道)/緑化保護地域など市等の施策により設定されている土地/民有地に大別されると思うが補足があれば合わせて伺う。</p> <p>(2) 落ち葉の清掃について、市の責任範囲として明確なのは、①樹木の生えている場所がいずれであっても②落ち葉が吹きだまる場所が、市の管理すべき土地、特に市道であれば、それにあたると考えるがいかがか。</p> <p>(3) 市の責任範囲として確認したいのは、家の周辺に、明らかに、市の管理すべき土地や国有地や緑化保護地域に樹木が生えていて、少なくとも自宅の樹木ではない落ち葉が、民有地、特に自宅に吹きだまる場合である。市が民有地の落ち葉を清掃することができないのは理解するが、市に全く責任が無いとも思えない。いかがか。</p> <p>(4) 上2パターンでの、住居前の市道の落ち葉を1日に大きな袋に2個、3個と掃き集めている市民の方や、庭や車庫に大量に吹きだまる落ち葉について迷惑を感じている方に対して市はどのような考えでいるか伺いたい。</p> <p>(5) 市が何もしていないという訳ではなく、ボランティア袋や透明な袋を配布していることは評価して以下数点伺う。</p> <p>① ボランティア袋の配布実績、経費を伺う。</p> <p>② 透明な袋の配布実績、経費を伺う。 また、配布の基準や枚数などの詳細、どのような手続きが必要か。</p> <p>③ 透明な袋の配布については、無条件とはいかないだろうが、登録制などの制度を作り、必要な量を配布しても経費としては大きなものにはならないと考える。その実施を提案するが、見解を伺う。</p>